第２８号様式（第５５条第４項第３号）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  （住所）  （氏名）　　　　　　　　　　様  山武郡市広域行政組合  （管理者・消防長又は消防署長）  代 執 行 費 用 納 付 命 令 書  　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号の代執行令書による代執行に要した費用が決定したので、行政代執行法第５条の規定により、下記のとおり納付するよう命ずる。  　なお、指定された期日までに納入しない場合は、国税徴収法の例により徴収される。  記  １　納付期日  ２　納付金額  ３　納付方法  教示  １　この命令に不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に管理者に対して、審査請求をすることができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  ２　この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山武郡市広域行政組合を被告として（訴訟において山武郡市広域行政組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |